

11月は、

「児童虐待防止月間」です

児童虐待は社会全体で

解決すべき問題です。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっております。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、法律で、速やかに児童相談所へ通告しなければならぬとされています。

子どもが安心して暮らせる地域づくりのため、地域の皆さまにご協力をお願いします。

児童虐待の定義は…

■身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

■性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

■ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、

自動車の中に放置する、重い病気になるでも病院に連れて行かないなど

■心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(ドメスティック・バイオレンス)など

虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合や子育てに悩んでいる親御さんがいた場合は、児童相談所(全国共通ダイヤル)や町の窓口へご相談ください。

相談は匿名で行うことも可能です。相談者や相談内容に関する秘密は守られます。

児童相談所

全国共通ダイヤル

057010641000

佐久児童相談所

0267(67)3437

問い合わせ先

保健福祉課福祉係

0267(32)6522

公園内でのルールやマナーを守りましょう

ごみのポイ捨て、ペットにリードをつなぐずに公園内を散歩させている人、ペットのフンを子どもが遊ぶ砂場に放置するなど、多くの利用者に不快感を与えているにも関わらず、ルールやマナーを守らない人がいます。より良い公園にするためには利用者一人ひとりの協力が必要です。最低限守っていただきたいルールやマナーをお知らせします。

■ごみは必ず持ち帰る

心無い一部の利用者により、公園内にごみが捨てられていることがあります。特に空き缶、ペットボトル、タバコの吸い殻が多く見受けられます。ごみは必ず持ち帰ってください。

■ペットはリードにつなぐ

公園は不特定多数の人が使用する場所です。動物の好き嫌いは人それぞれのため、ペットにリードをつけていないと、不安に思う人もいます。ペットを散歩させる場合は必ずリードをつなぐてください。

■ペットのフンの後始末は

飼いが行う
フンは公園内でなく、必ず持ち帰って始末してください。子どもが遊ぶ砂場や芝生に放置されていることが多く見受けられます。

■園路の根上がりに注意して

歩行してください

桜や松が成長し、根元が園路の一部を持ち上げている箇所があります。園路を平らに戻す場合、根を切る必要があります。根上がりの状況と、周辺の樹木の保全とのバランスを考慮しながら対応を検討しますので、当面は、根上がり箇所十分に気をつけて歩行してください。

問い合わせ先

建設水道課都市計画係

(32)3129

県営住宅入居者を募集

長野県住宅供給公社佐久管理センターでは、佐久、小諸地域にある県営住宅入居者を募集します。

■募集期間

11月1日(水)

～11月8日(水)

午前8時30分～午後5時

(募集期間中は、土・日曜日

も受け付けます)

※詳しくは、10月中旬に直接長野県住宅供給公社へお問い合わせるか、長野県のホームページでご確認ください。

申し込み・問い合わせ先

長野県住宅供給公社

佐久管理センター

(佐久市跡部65番地1)

長野県佐久合同庁舎4階

0267(78)5410



創業支援セミナー・資格取得補助事業の実施

町では、地域の活性化を図ることを目的とし、創業支援セミナーを開催します。受講料等はかかりませんので、お気軽にご参加ください。

また、求職者の就業支援として、就職につながる資格を取得した方に対し、研修等の受講料を助成します。ぜひ積極的にご利用ください。

【創業支援セミナー】

日程 11月11日～12月2日までの毎週土曜日

全5回

場所 エコールみよた2階 中会議室

対象 町内での創業を希望する方、創業後間もない方※先着20名

費用 テキスト代他全て無料

【資格取得補助事業】

対象 次の①～③の全てを満たす方

①町内に住所を有する60歳未満の方で、個人で資格取得のための受講料等を負担した方

②研修開始時に就職を希望している方で、公共職業安定

所での求職活動を行っている方

③町税等に滞納のない方

金額・助成金額は、受講料の半額(上限10万円)

※一人につき、年度内1件までとします。

申請

資格取得後、速やかに次の書類を添え、町商工観光係窓口まで申請してください。

○御代田町資格取得サポート事業補助金交付申請書

○受講内容と金額が確認できる書類の写し

○資格取得省の写し

○個人情報取扱に関する同意書

流れ

受講↓町に交付申請↓交付決定↓請求書提出↓補助金交付

申し込み・問い合わせ先

町産業経済課商工観光係 (32)3113

こんにちはは農業委員会です

■農業委員会事務局(32)3113

農地の貸借には必ず手続が必要です。

出荷作業も大詰めとなり、来年の作付けに向けた準備も始まってきたのではないのでしょうか。例年、冬の間は、多くの農地の貸借が行われていますが、農地の貸借を行う場合には、農地法等の規定に基づく手続が必要です。今回は、農地の貸借を行うために必要な手続を紹介いたします。

出荷作業も大詰めとなり、来年の作付けに向けた準備も始まってきたのではないのでしょうか。例年、冬の間は、多くの農地の貸借が行われていますが、農地の貸借を行う場合には、農地法等の規定に基づく手続が必要です。今回は、農地の貸借を行うために必要な手続を紹介いたします。

農地中間管理機構(長野県農業開発公社)を介して農地の貸借を行う制度です。所有者が機構に農地を貸付けた後、機構と借り手の間で貸借が行われます。農業振興地域内の農地に限定され、借り手についても制限がありますが、条件により機構集積協力が支払われる場合があります。

①農地法に基づく貸借
農地法第3条の規定により、農業委員会の許可を取得することで貸借が成立します。

②農地利用集積計画の決定による貸借
提出いただいた所定の様式をもとに町が貸借の計画(農地利用集積計画)を策定し、計画が公告されることで貸借が成立します。

提出書類が少ない等、手続が

簡素化されています。

また、認定農業者等が新規に3年間以上借り受ける場合は、補助金(御代田町農地利用促進事業補助金)の対象となります。

③農地中間管理事業による貸借
農地中間管理機構(長野県農業開発公社)を介して農地の貸借を行う制度です。所有者が機構に農地を貸付けた後、機構と借り手の間で貸借が行われます。農業振興地域内の農地に限定され、借り手についても制限がありますが、条件により機構集積協力が支払われる場合があります。

これらの手続を行わずに農地の貸借を行うと罰金等に処されたり、貸借が条件となる補助制度や、相続税等の税制の特例が受けられない場合があります。

※農業者年金の経営移譲年金等を受給している方、相続税・贈与税の納税猶予を受けている方は、農地の貸借を行うと各機関へ届出等が必要となる場合がありますので事前にご相談ください。

(広告欄)

認定補聴器専門店 ヒアリングステーション Hearing Station

認定補聴器専門店とは？

- 認定補聴器技能者が常勤している
- 聴力検査室などの設備が整っている
- 耳鼻咽喉科の補聴器相談医と連携している

軽井沢店が佐久地域で唯一※の(※平成28年3月現在)「認定補聴器専門店」に認定されました。

「補聴器」の購入をお考えの皆様へ 認定補聴器専門店へご来店ください。

公益財団法人テクノエイド協会が店舗の設備、技術者のレベル等を認定した販売店のみ認定マークが掲示されています。



メガネのコミヤマ きこえ専門店

小諸市相生町3-2-1 駅前徒歩5分 P有 営業10-19時木曜定休 Tel.0267-22-0570

NEW 中軽井沢6-5 駅前徒歩3分 P有 営業10-19時火曜定休 Tel.0267-41-6373